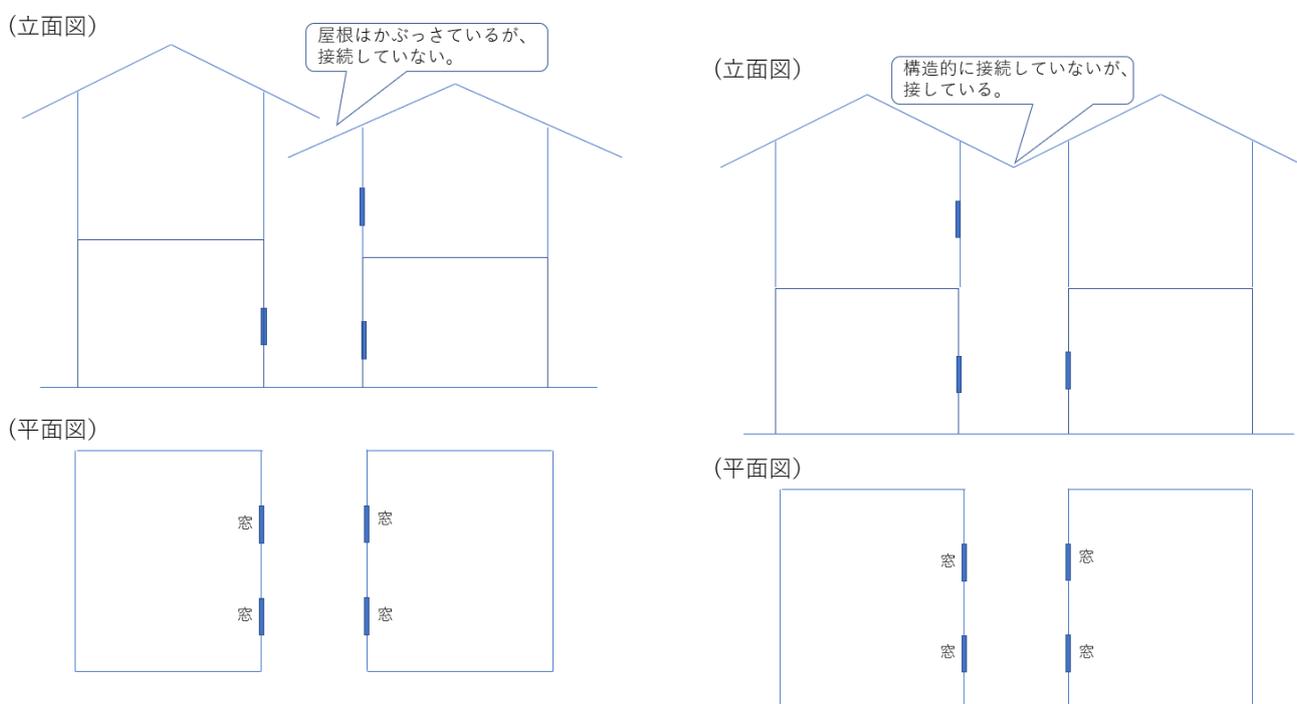
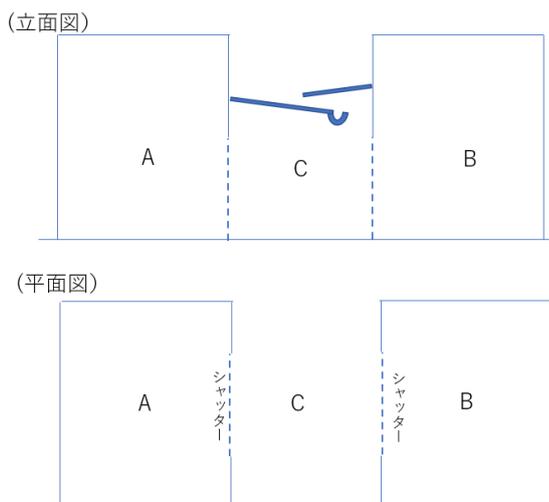


### 第3 消防用設備等の設置単位

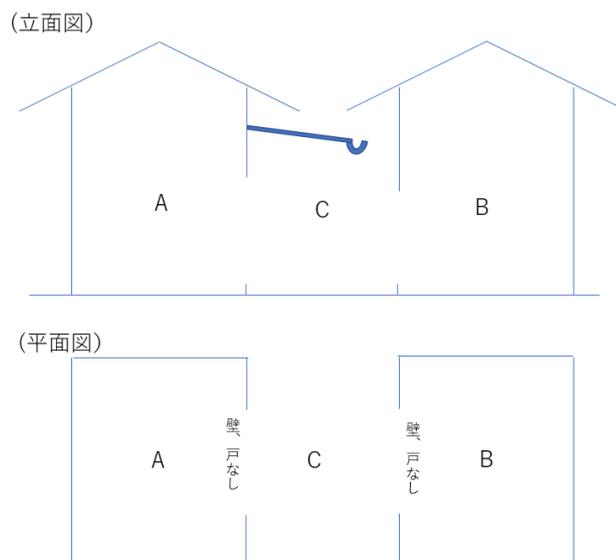
- 1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、防火対象物について特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）がない限り、棟であり、敷地ではないこと。◆①
- 2 棟とは、原則として、独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。なお、「相互に接続」とは構造的に接続されているものであること。◆①
- 3 構造的に接続されているか否かの判断については、次の例により判断すること。
  - (1) 相互の建築物のひさし又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接しているのみの場合は、構造的に接続していないものとして別棟とする。◆②



- (2) 隣接する建物が用途上関連性があるものであっても、構造上接続していないものは別棟とする。◆③



C部分はA及びBに荷物を搬入する際に、荷物の積み下ろし場に利用されている。



A及びBは工場であり、作業工程上A C B部分は関連している。

- 4 渡り廊下の壁等による区画のほか、建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合は別棟として取り扱うことができる。

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、概ね 20 m<sup>2</sup>以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合にあつては、この限りでない。

イ 前アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ 前イの防火設備が防火シャッターである場合は、直近に建基政令第 112 条第 14 項第 2 号に定める防火戸が設けられていること。ただし、当該防火シャッターが 2 段降下方式等避難上支障のない場合を除く。

- 5 防火対象物の接続がその特殊性から「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和 6 年消防庁告示第 7 号）に規定する渡り廊下の壁等による区画又は前 4 に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。
- 6 建基法第 44 条第 1 項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。

- ◆①「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（令和 6 年 3 月 29 日消防第 155 号）
- ◆②「『消防用設備等の設置単位について』に関する疑義について」（昭和 53 年 2 月 21 日消防予第 32 号）
- ◆③「消防用設備等の設置単位について」（昭和 54 年 9 月 11 日消防予第 173 号）